

## 令和 7 年度 医療研究開発推進事業費補助金等取扱要領 新旧対照表

改正案	現行	主な改正理由
医療研究開発推進事業費補助金等取扱要領	医療研究開発推進事業費補助金取扱要領	第 1 条の補助金の名称追加による修正。
<p>(通則)</p> <p>第 1 条 国立研究開発法人日本医療研究開発機構（以下「機構」という。）が医療研究開発推進事業費補助金、<u>保健衛生医療調査等推進事業費補助金及び国立研究開発法人日本医療研究開発機構補助金</u>（以下「補助金」という。）によって行う助成事業の補助金の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）及び同法施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「施行令」という。）並びに国立研究開発法人日本医療研究開発機構法その他の法令の定めによるほか、本取扱要領の定めるところによる。</p> <p>(交付の目的)</p> <p>第 2 条 この補助金は、機構が医療分野研究開発推進計画（健康・医療戦略推進法（平成 26 年法律第 48 号）第 18 条第 1 項に規定する医療分野研究開発推進計画をいう。）に基づき、大学、研究開発法人（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成 20 年法律第 63 号）第 2 条第 9 項に規定する研究開発法人をいう。）その他の研究機関の能力を活用して行う医療分野の研究開発及びその環境の整備、研究機関における医療分野の研究</p>	<p>(通則)</p> <p>第 1 条 国立研究開発法人日本医療研究開発機構（以下「機構」という。）が医療研究開発推進事業費補助金（以下「補助金」という。）によって行う助成事業の補助金の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）及び同施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「施行令」という。）並びにその他の法令の定めによるほか、本取扱要領（<u>今後の改訂も含む。</u>）並びに<u>適正化法及び同施行令を準用する（この場合において、適正化法及び同施行令中、「各省各庁の長」とあるのは「機構」と、「補助金等」「補助事業等」とあるのは「補助金」「補助事業」と、「補助事業者等」とあるのは「補助事業を実施する事業者」、「間接補助事業者等」とあるのは「委託先等」と読み替えるものとする。）</u>ものとする。</p> <p>(交付の目的)</p> <p>第 2 条 この補助金は、機構が医療分野研究開発推進計画（健康・医療戦略推進法（平成 26 年法律第 48 号。<u>以下「推進法」という。</u>）第 18 条第 1 項に規定する医療分野研究開発推進計画をいう。）に基づき、大学、研究開発法人（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成 20 年法律第 63 号）第 2 条第 9 項に規定する研究開発法人をいう。）その他の研究機関の能力を活用して行う医療分野の研究開発及びその環境の整備、研究機</p>	<p>「保健衛生医療調査等推進事業費補助金」と「国立研究開発法人日本医療研究開発機構補助金」を追加。</p> <p>適正化法等の適用・準用について整理。</p> <p>以下に出てこないため削除。</p>

<p>開発及びその環境の整備の助成等に要する費用に係る補助金を交付することにより、健康・医療戦略を推進し、もって健康長寿社会の形成に資することを目的とする <u>(以下、本条に定める目的を「補助金の交付目的」という。)</u>。</p> <p><u>(交付の対象)</u></p> <p><u>第2条の2 機構は、補助金の交付目的を達成するため、別表1に掲げる事業において、医療分野の課題（以下「研究開発課題」という。）について、研究機関が行う研究開発及びその環境の整備（以下「研究開発等」という。）に対して補助金の交付を行う。</u></p>	<p>関における医療分野の研究開発及びその環境の整備の助成等に要する費用に係る補助金を交付することにより、健康・医療戦略を推進し、もって健康長寿社会の形成に資することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第3条 <u>本取扱要領において「補助事業」とは、以下のものをいう。</u></p> <p><u>一 ライフサイエンス研究の振興に係る研究開発施設等並びに知的基盤の共用・整備等を促進するために必要な経費を対象機関に補助することにより、ライフサイエンスに関する基礎研究からイノベーション創出に至るまでの科学技術活動全般の高度化及び国の研究開発の効率化を図り、もって科学技術の振興に寄与する事業として別表1の1から5に掲げた事業</u></p> <p><u>二 治験・臨床研究基盤の整備により、我が国発の革新的な医薬品・医療機器を創出するとともに、最新かつ質の高い医療のエビデンスを発信すること、及び医療機関の体制の整備に必要な経費を補助することにより、国内外の医療ニーズを満たす医療機器開発の推進を図る事業として別表1の6に掲げた事業</u></p> <p><u>三 介護需要の増加や介護者の慢性的な人材不足という社会課題をロボット技術の活用により解決するため、介護現場のニーズに基づいた高齢者の自立支援等に資するロボット介護機器の開発を促</u></p>	<p>「補助金の交付目的」を定義。</p> <p>機構が、研究開発課題について行う研究開発等に対して補助金を交付することを明確化。</p> <p>補助事業の列挙は別表1で対応。</p>
--	---	--

進する事業として別表 1 の 7 に掲げた事業

四 前身事業の成果を活用して、医療機器を開発する企業の人材育成拠点を増やし、更に各医療機関ならではの特色を活かした、医療機器産業の振興につながる魅力あふれる拠点を整備する事業として別表 1 の 8 に掲げた事業

五 医療上の必要性が高いにもかかわらず、十分に開発が進んでいない状況にある希少疾患領域において、希少疾病用医薬品の製造販売承認取得を目指す研究開発型企业等による開発を加速化するために、その環境を整備し、開発に係る必要な経費を補助することにより、迅速かつ効果的に希少疾病用医薬品として実用化を推進し、もって対象患者等の治療の実現に寄与する事業として別表 1 の 9 に掲げた事業

六 医療現場のニーズに応える医療機器について、中小企業、医療機関等から構成される共同体による開発・事業化を支援し、我が国の医療機器産業の活性化と医療の質の向上の実現を促進する事業として別表 1 の 10 に掲げた事業

七 画期的新薬の創出に向けた研究開発を加速し、アカデミア発創薬シーズの実用化における成功確率を向上させるとともに、創薬支援ネットワーク機能の更なる強化やオールジャパンでの創薬研究推進に寄与する事業として別表 1 の 11 に掲げた事業

八 産業化に資する再生医療等製品のシーズ開発を加速するため、シーズを有する民間企業（ベンチャー等含む）が臨床開発に進むために必要な薬事規制に沿った非臨床試験や製造方法を確立するための研究開発を支援する事業として別表 1 の 15 に掲げた事業

九 健康寿命の延伸、医療従事者の負担の軽減、医療費削減などの社会的な問題を解決するため、日本が強みを有するロボット技

<p>(定義)</p> <p>第3条 <u>本取扱要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</u></p> <p>(1) <u>「研究機関」とは、大学、高等専門学校、大学共同利用機関、独立行政法人（機構を除く。）、国及び地方公共団体の試験研究機関、企業、公益社団法人、公益財団法人その他の研究機関を総称していう。</u></p> <p>(2) <u>「研究開発期間」とは、一の交付決定に基づき補助金の交付を受けて研究開発課題について研究開発等を行う期間をいい、</u></p>	<p><u>術、ICT等を応用することで、これまで実現できなかった診断・治療等の向上と効率化などを実現する先進的な医療機器・システム等の開発を推進するとともに、これらを支える基盤技術の開発を推進する事業として別表1の12に掲げた事業</u></p> <p><u>十 官民が協調して有望なシーズ研究を発掘し、臨床ニーズ及び後の製品化を見据えながら取り組む若手研究者をシーズと共に育成する事業として別表1の13に掲げた事業</u></p> <p><u>十一 日本とアジア諸国が連携し、臨床試験実施拠点のネットワークの構築を図るため、臨床試験を実施するための基盤を整備する事業として別表1の14に掲げた事業</u></p> <p><u>十二 ヘルステック分野において、研究機関や民間企業等に所属する起業人材に対して、伴走支援機関を通じて、起業する上で必要不可欠な専門的知識の習得に向けた教育プログラムの提供や個別メンタリング等のハンズオン支援を行うとともに、革新的な製品・サービスのシーズ開発に対する支援を行うことにより、ヘルステック・スタートアップ創出に向けた起業人材の育成を行う事業として別表1の16に掲げた事業</u></p> <p><u>2 本取扱要領において「事業者」とは、大学、高等専門学校、大学共同利用機関、独立行政法人（機構を除く。）、国及び地方公共団体の試験研究機関、企業、公益社団法人、公益財団法人、<u>一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人、高等学校、中等教育学校、</u>その他の研究機関をいう。</u></p>	<p>「事業者」に代わる「研究機関」を定義。一般社団法人等は希有のため例示から除外。</p> <p>「研究開発期間」、「全研究開発期間」を定義。</p>
---	---	--

<p><u>交付決定に基づき補助金の交付を受けて同じ研究開発課題について研究開発等を行う場合の研究開発期間を通算して「全研究開発期間」という。</u></p> <p><u>(3) 「研究開発代表者」とは、研究開発課題について研究開発等を中心的に実施する研究者であって、研究開発計画の策定や成果のとりまとめなどの責任を担う研究者をいう。</u></p> <p><u>(4) 「研究開発分担者」とは、研究開発課題について研究開発等を研究開発代表者と分担して実施する責任を担う研究者をいう。</u></p> <p><u>(5) 「競争的研究費等」とは、研究機関において、<u>国</u>の府省庁及び独立行政法人（<u>機構</u>を含む。）の公募により競争的に獲得される経費のうち、研究に係るものをいう。</u></p> <p><u>(6) 「不正行為等」とは、<u>次号から第9号</u>までに掲げる不正行為、不正使用及び不正受給を総称していう。</u></p> <p><u>(7) 「不正行為」とは、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等（以下「論文等」という。）の捏造、改ざん及び盗用をいい、それぞれの用語の意義は、次に定めるところによる。</u></p> <p>ア 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。</p> <p>イ 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、デー</p>	<p><u>3 本取扱要領において「本研究者等」とは、事業者に所属したまたは事業者からの委嘱を受け、補助事業における研究開発及び環境整備等の活動に従事する研究者、技術者、研究補助者その他補助事業活動又はそれに付随する事務に従事する者を個別に又は総称していう。</u></p> <p><u>4 本取扱要領において「競争的研究費等」とは、研究機関において、府省庁及び独立行政法人（<u>甲</u>を含む。）の公募により競争的に獲得される経費のうち、研究に係るものをいう。</u></p> <p><u>5 本取扱要領において「不正行為等」とは、<u>以下第6項から第8項</u>までに掲げる不正行為、不正使用及び不正受給を総称していう。</u></p> <p><u>6 本取扱要領において「不正行為」とは、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等（以下「論文等」という。）の捏造、改ざん及び盗用をいい、それぞれの用語の意義は、次に定めるところによる。</u></p> <p>ア 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。</p> <p>イ 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、デー</p>	<p>実務上必要な「研究開発代表者」及び「研究開発分担者」を新たに定義。</p> <p>「本研究者等」を「研究者等」として、第8条の文中定義に移行。（第7号ウがあるため。）</p> <p>訂正。</p>
--	---	---

<p>タ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。</p> <p>ウ 盗用 他の研究者等のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。</p> <p><u>(8)</u> 「不正使用」とは、故意又は重大な過失による、競争的研究費等その他国費の他の用途への使用又は競争的研究費等の交付の決定の内容やこれに付した条件に違反した使用（研究計画その他に記載した目的又は用途、法令・規則・通知・ガイドライン等、機構との間の合意等及び機構の応募要件に違反した競争的研究費等の使用を含むがこれらに限られない。）をいう。</p> <p><u>(9)</u> 「不正受給」とは、偽りその他不正の手段により競争的研究費等その他国費を受給することをいう。</p> <p><u>(10)</u> 「国の不正行為等対応ガイドライン」とは、「競争的研究費の適正な執行に関する指針」（平成17年9月9日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）並びに別表2に定める国の府省庁が策定する不正行為等への対応に関する指針及びガイドラインを総称していう。</p> <p><u>(11)</u> 「不正行為等対応規則」とは、国の不正行為等対応ガイドラインを踏まえ、配分機関及び研究機関がそれぞれ策定する不正行為等への対応に関する規則を総称していう。</p> <p><u>(12)</u> 「機構の不正行為等対応規則」とは、機構が定める「研究活動における不正行為等への対応に関する規則」（その後の改正を含む。）その他不正行為等への対応について機構が定める規則を総称していう。</p> <p><u>(13)</u> 「事務処理説明書」とは、<u>機構が実施する事業</u>の事務処理のために機構が定める説明書をいう。</p>	<p>タ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。</p> <p>ウ 盗用 他の研究者等のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。</p> <p><u>7 本取扱要領において</u>「不正使用」とは、故意又は重大な過失による、競争的研究費等その他国費の他の用途への使用又は競争的研究費等の交付の決定の内容やこれに付した条件に違反した使用（研究計画その他に記載した目的又は用途、法令・規則・通知・ガイドライン等、機構との間の合意等及び機構の応募要件に違反した競争的研究費等の使用を含むがこれらに限られない。）をいう。</p> <p><u>8 本取扱要領において</u>「不正受給」とは、偽りその他不正の手段により競争的研究費等その他国費を受給することをいう。</p> <p><u>9 本取扱要領において</u>「国の不正行為等対応ガイドライン」とは、「競争的研究費の適正な執行に関する指針」（平成17年9月9日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）並びに別表2に定める国の府省庁が策定する不正行為等への対応に関する指針及びガイドラインを総称していう。</p> <p><u>10</u> 「不正行為等対応規則」とは、国の不正行為等対応ガイドラインを踏まえ、配分機関及び研究機関がそれぞれ策定する不正行為等への対応に関する規則を総称していう。</p> <p><u>11 本取扱要領において</u>、「機構の不正行為等対応規則」とは、機構が定める「研究活動における不正行為等への対応に関する規則」（その後の改正を含む。）その他不正行為等への対応について機構が定める規則を総称していう。</p> <p><u>12 本取扱要領において</u>「事務処理説明書」とは、<u>補助事業における</u>事務処理のために機構が定める<u>補助事業事務処理説明書</u>（そ</p>	<p>説明書名修正。</p>
---	---	----------------



<p><u>(14)</u> 「法令等」とは、法律、政令、<u>府省令</u>、命令、条例、通達、ガイドライン、指針その他一切の規制を総称している。</p> <p><u>(15)</u> 「機構の利益相反管理規則」とは、機構が定める「研究活動における利益相反の管理に関する規則」その他利益相反管理について機構が定める規則を総称している。</p> <p><u>(16)</u> 「国の研究倫理指針等」とは、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」（令和3年3月23日文科科学省、厚生労働省、経済産業省）その他の国の府省庁が策定する研究に関する倫理指針を総称している。</p> <p><u>(17)</u> 「知的財産権」とは、以下に掲げるものを総称している。</p> <p>ア 特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権（以下「特許権」という。）、特許法に規定する特許を受ける権利、実</p>	<p><u>の後の改訂を含む。）</u>をいう。</p> <p><u>13</u> <u>本取扱要領において</u>「法令等」とは、法律、政令、<u>規則</u>、命令、条例、通達、ガイドライン、指針その他一切の規制を総称している。</p> <p><u>14</u> <u>本取扱要領において</u>「機構の利益相反管理規則」とは、機構が定める「研究活動における利益相反の管理に関する規則」<u>(その後の改正を含む。)</u> その他利益相反管理について機構が定める規則を総称している。</p> <p><u>15</u> 「国の研究倫理指針等」とは、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」（令和3年3月23日文科科学省、厚生労働省、経済産業省）その他の国の府省庁が策定する研究に関する倫理指針を総称している。</p> <p><u>16</u> <u>本取扱要領において</u>「<u>補助事業実績報告書</u>」とは、<u>補助事業を実施する事業者が毎年度、補助金の使用実績を報告するために機構に提出する報告書をいう。</u></p> <p><u>17</u> <u>本取扱要領において</u>「<u>補助事業成果報告書</u>」とは、<u>補助事業を実施する事業者が毎年度、補助事業開発成果の内容を報告するために機構に提出する報告書をいう。</u></p> <p><u>18</u> <u>本取扱要領において</u>「<u>補助事業計画書</u>」とは、<u>補助事業に関する当該年度についての補助事業計画書（機構の承認を得て変更されたものを含む。）をいう。</u></p> <p><u>19</u> <u>本取扱要領において</u>「<u>補助事業開発成果</u>」とは、<u>補助事業において得られた成果をいう。</u></p> <p><u>20</u> <u>本取扱要領において</u>「知的財産権」とは、以下に掲げるものを総称している。</p> <p>ア 特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権（以下「特許権」という。）、特許法に規定する特許を受ける権利、実</p>	<p>訂正。</p> <p>委託と名称を合わせた上で、文中定義に移行。</p>
--	---	---

<p>用新案法（昭和 34 年法律第 123 号）に規定する実用新案権（以下「実用新案権」という。）、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法（昭和 34 年法律第 125 号）に規定する意匠権（以下「意匠権」という。）、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和 60 年法律第 43 号）に規定する回路配置利用権、半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法（平成 10 年法律第 83 号）に規定する育成者権、種苗法に規定する品種登録を受ける権利及び外国における上記各権利に相当する権利</p> <p>イ 著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）に規定する著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に規定するすべての権利を含む。）及び外国における上記各権利に相当する権利</p> <p>ウ 秘匿することが可能な技術情報であって、かつ、財産的価値のあるものの中から、<u>研究開発代表機関</u>が特に指定するもの（以下「ノウハウ」という。）を使用する権利</p> <p><u>(1.8)</u> 「産業財産権」とは、特許権、実用新案権、意匠権及び商標法（昭和 34 年法律第 127 号）に規定する商標権をいう。</p> <p><u>(1.9)</u> 「配分機関」とは、競争的研究費等の配分を行う<u>国</u>の府省庁及び独立行政法人（機構を含む。）を総称していう。</p> <p>（補助率） 第 4 条 補助金の補助率は、別表 1 のとおりとする。</p> <p>（交付の申請手続）</p>	<p>用新案法（昭和 34 年法律第 123 号）に規定する実用新案権（以下「実用新案権」という。）、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法（昭和 34 年法律第 125 号）に規定する意匠権（以下「意匠権」という。）、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和 60 年法律第 43 号）に規定する回路配置利用権、半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法（平成 10 年法律第 83 号）に規定する育成者権、種苗法に規定する品種登録を受ける権利及び外国における上記各権利に相当する権利</p> <p>イ 著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）に規定する著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に規定するすべての権利を含む。）及び外国における上記各権利に相当する権利</p> <p>ウ 秘匿することが可能な技術情報であって、かつ、財産的価値のあるものの中から、<u>補助事業を実施する事業者及び機構協議の上</u>、特に指定するもの（以下「ノウハウ」という。）を使用する権利</p> <p><u>2.1</u> <u>本取扱要領において</u>「産業財産権」とは、特許権、実用新案権、意匠権及び商標法（昭和 34 年法律第 127 号）に規定する商標権をいう。</p> <p><u>2.2</u> 「配分機関」とは、競争的研究費等の配分を行う府省庁及び独立行政法人（機構を含む。）を総称していう。</p> <p>（補助率） 第 4 条 補助金の補助率は、別表 1 のとおりとする。</p> <p>（交付の申請手続）</p>	<p>補助金取扱要領になじむ規定（機構が研究機関に義務づける規定）とした。</p> <p>表記揺れ修正。</p>
--	---	--



<p>第5条 補助金の交付を受けようとする<u>研究機関</u>は、別に定める公募要領（以下「<u>公募要領</u>という。）に基づき応募し、<u>応募した研究開発課題についての研究開発等が機構により補助金の交付の対象</u>として選定された後、<u>別に定める</u>補助金交付申請書に機構が定める書類を添えて機構の指示する時期までに機構に提出しなければならない。</p> <p>（交付決定の通知）</p> <p>第6条 機構は、<u>研究機関から</u>前条の規定による申請書の提出があったときは、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、<u>補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）</u>を行い、<u>別に定める</u>補助金交付決定通知書を<u>研究機関</u>に送付するものとする。<u>（以下、交付決定を受けて補助金の交付の対象となった研究開発課題及び当該研究開発課題についての研究開発等を、それぞれ「本研究開発課題」及び「本研究開発」という。）</u></p> <p>2 前条の規定による申請書が到達してから、交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。</p> <p>3 機構は、交付額に係る算定方法について、必要に応じて別途<u>別表1に掲げる</u>事業ごとに定めることができる。</p> <p>4 機構は、交付額を決定するに当たり、必要がある場合には<u>研究機関</u>に対して、参考となる書類の提出を求めることができる。</p> <p>5 機構は、<u>本取扱要領に定めるほか</u>、第1項の<u>交付決定の</u>通知に際して必要な条件を付すことができる。</p> <p>（申請の取下げ）</p> <p>第7条 第5条に基づき補助金の交付の申請をした<u>研究機関</u>が、<u>前条第1項の</u>交付決定の通知を受けた場合において、交付決定の内</p>	<p>第5条 補助金の交付を受けようとする<u>事業者</u>は、別に定める公募要領に基づき応募し、<u>補助事業を実施する事業者</u>として選定された後、<u>様式1による</u>補助金交付申請書に機構が定める書類（以下「<u>添付資料</u>という。）を添えて機構の指示する時期までに機構に提出しなければならない。</p> <p>（交付決定の通知）</p> <p>第6条 機構は、前条の規定による申請書の提出があったときは、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、<u>交付決定</u>を行い、<u>様式2による</u>補助金交付決定通知書を<u>事業者</u>に送付するものとする。</p> <p>2 前条の規定による申請書が到達してから、交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。</p> <p>3 機構は、交付額に係る算定方法について、必要に応じて別途事業ごとに定めることができる。</p> <p>4 機構は、交付額を決定するに当たり、必要がある場合には<u>事業者</u>に対して、参考となる書類の提出を求めることができる。</p> <p>5 機構は、第1項の通知に際して必要な条件を付すことができる。</p> <p>（申請の取下げ）</p> <p>第7条 第5条に基づき補助金の交付の申請をした<u>事業者</u>が、<u>補助金の</u>交付決定の通知を受けた場合において、交付決定の内容又は</p>	<p>用語置換（以下「※」とする。） 様式番号は外す。以下同じ。 「添付資料」は以下に用例がないため削除。</p> <p>様式名修正。</p> <p>補助金の交付対象を「本研究開発課題」、「本研究開発」と定義。</p> <p>補足。</p> <p>※</p> <p>本取扱要領が条件の一部をなすことを明記。</p> <p>※</p>
---	---	--

<p>容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、補助金交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した<u>別に定める</u>補助金交付申請取下げ書に参考となる書類を添え、機構に提出しなければならない。</p> <p>(善管注意義務、法令・ガイドライン等の遵守)</p> <p>第8条 <u>第6条第1項の交付決定の通知を受けた研究機関(以下「研究開発代表機関」という。)</u>は、<u>補助金の交付目的を踏まえつつ、補助金の原資が公的資金であることを十分認識し、法令等の定め、交付決定の内容及びこれに付した条件(本取扱要領の定めを含む。以下同じ。)、研究開発計画書(本研究開発についての研究開発期間における研究開発計画書をいい、機構の承認を受けて変更されたものを含む。以下同じ。)、本研究開発に関する事務処理説明書及び公募要領並びに本研究開発の遂行に関して機構が示す通知等の定めを遵守し、本研究開発を善良なる管理者の注意をもって、適切かつ誠実に実施するものとし、補助金を本研究開発以外の用途に使用してはならない。</u></p> <p>2 <u>研究開発代表機関</u>は、<u>本研究開発</u>を実施する上で、<u>補助金</u>の原資が公的資金であることを十分認識し、国の不正行為等対応ガイドライン、機構の不正行為等対応規則、機構の利益相反管理規則及び関係する法令等を遵守し、かつ、研究者等<u>(研究開発代表者、研究開発分担者並びにこれらの者の中で本研究開発に参加する研究者及び本研究開発を補助する者を個別に又は総称するというものとし、以下同様とする。)</u>に遵守せしめるものとし、また、<u>本研究開発</u>を効率的に実施するよう努めなければならない。</p> <p>3 <u>研究開発代表機関</u>は、自己の責任において、国の不正行為等対</p>	<p>これに付された条件に対して不服があることにより、補助金交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した<u>様式3による</u>補助金交付申請取下げ書に参考となる書類を添え、機構に提出しなければならない。</p> <p>(善管注意義務、法令・ガイドライン等の遵守)</p> <p>第8条 <u>補助事業を実施する事業者</u>は、<u>補助事業の趣旨</u>を踏まえつつ、<u>本取扱要領、補助事業計画書、公募要領、事務処理説明書、機構が補助事業に関して示す通知等の文書の定めを遵守し、補助事業を善良なる管理者の注意を持って、適切かつ誠実に実施するものとする。</u></p> <p>2 <u>補助事業を実施する事業者</u>は、<u>補助事業</u>を実施する上で、<u>補助事業</u>の原資が公的資金であることを十分認識し、国の不正行為等対応ガイドライン、機構の不正行為等対応規則、機構の利益相反管理規則及び関係する法令等を遵守し、かつ、<u>本</u>研究者等に遵守せしめるものとし、また、<u>補助事業</u>を効率的に実施するよう努めなければならない。</p> <p>3 <u>補助事業を実施する事業者</u>は、自己の責任において、国の不正</p>	<p>様式名修正。</p> <p>※ 「研究開発代表機関」を文中定義。 補助金の原資が公的資金であることを明示し、法令等遵守や他用途使用禁止を明記。 各文書の順序を整理。 「研究開発計画書」を文中定義。</p> <p>※ 「研究者等」を文中定義。</p> <p>※</p>
--	---	--

<p>応ガイドライン及び機構の不正行為等対応規則を踏まえ、必要な措置等（必要な<u>規程</u>及び体制の整備を含む。）を行わなければならない。また、機構は、国の不正行為等対応ガイドライン及び機構の不正行為等対応規則に従って、<u>研究開発代表機関</u>に対し、必要に応じて指導、指示又は措置等を行うことができるものとし、<u>研究開発代表機関</u>はこれに従うものとする。</p> <p>4 <u>研究開発代表機関</u>は、自己の責任において、<u>本研究開発に関する利益相反について、関係法令及び国が定める関係指針並びに</u>機構の利益相反管理規則を踏まえ、必要な措置等（必要な<u>規程</u>及び体制の整備を含む。）を行うことにより、これを管理しなければならない。また、機構は、機構の利益相反管理規則に従って、<u>研究開発代表機関</u>に対し、必要に応じて指導、指示又は措置等を行うことができるものとし、<u>研究開発代表機関</u>はこれに従うものとする。</p> <p>5 <u>研究開発代表機関</u>は、機構が別途指定する内容に従い、研究者等に対して、研究倫理教育の履修をさせなければならない。また、機構は、<u>研究開発代表機関</u>に対し、必要に応じて指導、指示又は措置等を行うことができるものとし、<u>研究開発代表機関</u>はこれに従うものとする。</p> <p>(利益相反管理規則等の遵守に関する報告義務)</p> <p>第9条 <u>研究開発代表機関</u>は、前条第4項に基づき実施した研究者等の利益相反に関する報告、審査、措置等の実績を、利益相反の管理の結果として、機構の指定する時期及び方法により報告しなければならない。機構は、当該報告を受け、不備を認めた場合、<u>研究開発代表機関</u>に対し、前条第4項に定める指導、指示又は措</p>	<p>行為等対応ガイドライン及び機構の不正行為等対応規則を踏まえ、必要な措置等（必要な<u>規定</u>及び体制の整備を含む。）を行わなければならない。また、機構は、国の不正行為等対応ガイドライン及び機構の不正行為等対応規則に従って、<u>補助事業を実施する事業者</u>に対し、必要に応じて指導、指示又は措置等を行うことができるものとし、<u>補助事業を実施する事業者</u>はこれに従うものとする。</p> <p>4 <u>補助事業を実施する事業者</u>は、自己の責任において、機構の利益相反管理規則を踏まえ、必要な措置等（必要な<u>規定</u>及び体制の整備を含む。）を行うことにより、これを管理しなければならない。また、機構は、機構の利益相反管理規則に従って、<u>補助事業を実施する事業者</u>に対し、必要に応じて指導、指示又は措置等を行うことができるものとし、<u>補助事業を実施する事業者</u>はこれに従うものとする。</p> <p>5 <u>補助事業を実施する事業者</u>は、機構が別途指定する内容に従い、<u>本</u>研究者等に対して、研究倫理教育の履修をさせなければならない。また、機構は、<u>事業者</u>に対し、必要に応じて指導、指示又は措置等を行うことができるものとし、<u>事業者</u>はこれに従うものとする。</p> <p>(<u>事業者</u>の利益相反管理規則等の遵守に関する報告義務)</p> <p>第9条 <u>補助事業を実施する事業者</u>は、前条第4項に基づき実施した<u>本</u>研究者等の利益相反に関する報告、審査、措置等の実績を、利益相反の管理の結果として、機構の指定する時期及び方法により報告しなければならない。機構は、当該報告を受け、不備を認めた場合、<u>補助事業を実施する事業者</u>に対し、前条第4項に定め</p>	<p>訂正。</p> <p>※ 臨床研究法等を想定して追加。 訂正。</p> <p>※</p> <p>※</p>
--	---	--



<p>あり、かつ、当該研究者等の<u>本研究開発</u>への参加について機構の了解を取得済みであること。</p> <p>2 <u>研究開発代表機関</u>は、前項の表明保証に誤りがあった場合、直ちに機構に報告しなければならない。</p> <p>3 <u>研究開発代表機関</u>は、交付決定後、<u>本研究開発</u>以外の競争的研究費等その他国費による研究開発において、研究者等が<u>次の</u>各号のいずれかに該当した場合、速やかにこれを機構に報告しなければならない。</p> <p>(1) 不正行為等対応規則に基づく本調査の対象になった場合 (2) 不正行為等に関与し又は責任を負うと認定を受けた場合</p> <p>(ノウハウの秘匿期間)</p> <p>第10条の2 <u>研究開発代表機関</u>は、ノウハウの指定にあたっては、秘匿すべき期間を明示するものとする。</p> <p>2 前項の秘匿すべき期間は、<u>本研究開発</u>の終了日の属する会計年度の翌日から起算して5年間とする。ただし、ノウハウの指定後において必要があるときは、<u>研究開発代表機関</u>は、秘匿すべき期間を延長又は短縮することができる。</p> <p><u>(対象データ及び派生データの取扱い)</u></p> <p>第10条の3 <u>研究開発代表機関</u>は、<u>対象データ及び派生データを有効に利活用し、研究開発を進展させることに努めることを約し、当該対象データ及び派生データ並びにこれらに関連する知的</u></p>	<p>済みであり、かつ、当該<u>本</u>研究者等の<u>補助事業</u>への参加について機構の了解を取得済みであること。</p> <p>2 <u>補助事業を実施する事業者</u>は、前項の表明保証に誤りがあった場合、直ちに機構に報告しなければならない。</p> <p>3 <u>補助事業を実施する事業者</u>は、<u>補助事業</u>の交付決定後、<u>補助事業</u>以外の競争的研究費等その他国費による研究開発において、<u>本</u>研究者等が<u>以下の</u>各号のいずれかに該当した場合、速やかにこれを機構に報告しなければならない。</p> <p>(1) 不正行為等対応規則に基づく本調査の対象になった場合 (2) 不正行為等に関与し又は責任を負うと認定を受けた場合</p> <p>(ノウハウの秘匿期間)</p> <p>第10条の2 <u>補助事業を実施する事業者及び機構</u>は、<u>第3条第20項ウに規定する</u>ノウハウの指定にあたっては、秘匿すべき期間を明示するものとする。</p> <p>2 前項の秘匿すべき期間は、<u>補助事業における研究開発</u>の終了日の属する会計年度の翌日から起算して5年間とし、<u>当該期間中、補助事業を実施する事業者及び機構は、書面による同意がない限り、ノウハウを第三者に開示又は公表することができない。</u>ただし、ノウハウの指定後において必要があるときは、<u>補助事業を実施する事業者、機構協議のうえ</u>、秘匿すべき期間を延長又は短縮することができる。</p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>※</p> <p>※</p> <p>表記揺れ修正。</p> <p>補助金取扱要領になじむ規定（機構が研究機関に義務づける規定）とした。</p> <p>「AMED 研究データ利活用に係るガイドライン」を補助にも適用することとした。</p>
--	---	---



<p><u>財産権その他の権利関係について、AMED 研究データ利活用に係るガイドラインに従って、対象データ及び派生データを取り扱わなければならない。本条において「対象データ」とは、本研究開発課題に関連して、創出、取得又は収集されたデータ（当該データと同一性が認められる限度で当該データを処理したものを含む。）をいい、「派生データ」とは、「対象データ」を元に、技術的に復元不可能な処理がされ、対象データと同一性が認められないデータをいう。</u></p> <p><u>2 研究開発代表機関は、対象データ及びその派生データを本研究開発課題のために使用する以外の目的で使用してはならず、また、第三者に開示又は提供してはならない。ただし、AMED 研究データ利活用に係るガイドライン上許容されている場合又はあらかじめ機構の承諾を得た場合は、この限りでない。</u></p> <p>(契約等)</p> <p>第 1 1 条 <u>研究開発代表機関</u>は、<u>本研究開発</u>を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、<u>本研究開発</u>の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。</p> <p>(委託等)</p> <p>第 1 1 条の 2 <u>研究開発代表機関</u>は、<u>本研究開発</u>を第三者に対し委託し、又は第三者と共同して実施することができない。ただし、<u>研究開発代表機関</u>は、機構が<u>本研究開発</u>の実施上特に必要であると判断し事前に承認した場合に限り、<u>本研究開発</u>の一部につき第三者に委託し、又は第三者と共同して実施することができる。<u>(以</u></p>	<p>(契約等)</p> <p>第 1 1 条 <u>補助事業を実施する事業者</u>は、<u>補助事業</u>を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、<u>補助事業</u>の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。</p> <p>(委託等)</p> <p>第 1 1 条の 2 <u>補助事業を実施する事業者</u>は、<u>補助事業</u>を第三者に対し委託し、又は第三者と共同して実施することができない。ただし、<u>補助事業を実施する事業者</u>は、機構が<u>補助事業</u>の実施上特に必要であると判断し事前に承認した場合に限り、<u>補助事業</u>の一部につき第三者に委託し、又は第三者 <u>(以下これら「第三者」を総</u></p>	<p>※</p> <p>※</p> <p>適切な表現に修正。</p>
---	--	------------------------------------



<p><u>下、これら「第三者」を総称して「委託先等」という。)</u></p> <p>2 <u>研究開発代表機関は、本研究開発の一部を委託又は共同して実施することに伴う委託先等の行為について研究開発代表機関自身の行為とみなして、本取扱要領に定める全ての責任を負わなければならない。</u></p> <p>3 <u>研究開発代表機関は、本研究開発の一部を委託先等に委託し、又はこれと共同して実施する場合には、委託先等と契約を締結し、交付決定の内容及びこれに付した条件に準じた内容、条件又は義務を定め、これらを遵守させなければならない(以下、委託先等と締結するかかる契約を「委託契約等」という。)</u></p> <p>4 <u>本研究開発が交付決定の取消しにより終了した場合、委託先等との契約は当然に終了するものとする。また、研究開発代表機関は、第13条により、機構の承認を受けて本研究開発の全部又は一部を中止又は廃止する場合、委託先等に対しても同様の措置をとるものとする。</u></p>	<p>称して「委託先等」という。)と共同して実施することができる。</p> <p>2 <u>補助事業を実施する事業者は、委託先等に対して、本取扱要領に基づき補助事業を実施する事業者が機構に負うと同内容及び同程度の義務を負わせるものとし、委託及び共同して実施することに伴う委託先等の行為について、機構に対し、全ての責任を負わなければならない。</u></p> <p>3 <u>補助事業を実施する事業者が補助事業の一部を委託先等に委託し、又は共同して実施する場合には、補助事業を実施する事業者が本取扱要領を遵守するために必要な事項及び機構が指示する事項について、補助事業を実施する事業者は、委託先等と契約を締結しなければならない。</u></p> <p>4 <u>補助事業が交付決定の取消しその他の事由により終了した場合、委託先等との契約は当然に終了するものとする。また、補助事業を実施する事業者は、第13条により、機構から補助金の使用の一時停止若しくは中止又は補助事業の中止若しくは廃止を指示された場合、委託先等に対しても同様の措置をとるものとする。</u></p>	<p>※ 第3項と併せて規定ぶり整理。</p> <p>※ 規定ぶり整理。</p> <p>※ 訂正。</p>
<p>(<u>研究開発</u>の計画変更の承認等)</p> <p>第12条 <u>研究開発代表機関</u>は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ別に定める変更承認申請書を機構に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 補助対象経費に配分された額を変更しようとするとき。ただし、軽微な変更を除く。</p> <p>(2) <u>本研究開発</u>の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。</p> <p><u>ア</u> <u>本研究開発の目的</u>に変更をもたらすものではなく、かつ、研</p>	<p>(<u>補助事業</u>の計画変更の承認等)</p> <p>第12条 <u>補助事業を実施する事業者</u>は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ様式4による補助事業計画変更申請書による申請書を機構に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 補助対象経費に配分された額を変更しようとするとき。ただし、軽微な変更を除く。</p> <p>(2) <u>補助事業</u>の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。</p> <p><u>(ア)</u> <u>補助目的</u>に変更をもたらすものではなく、かつ、<u>補助事業</u></p>	<p>※ 様式名修正。</p> <p>※ 階層構造を統一。</p>

<p><u>研究開発代表機関</u>の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合</p> <p><u>イ 本研究開発の目的</u>及び能率に関係がない<u>研究開発計画書</u>の細部の変更である場合</p> <p>2 機構は、前項の承認をする場合において、<u>必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。</u></p> <p>(<u>研究開発</u>の中止又は廃止)</p> <p>第13条 <u>研究開発代表機関</u>は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じ、<u>本研究開発</u>の全部又は一部を中止又は廃止しようとするときは、機構に対して、<u>別に定める中止申請書又は廃止申請書</u>を速やかに提出し、機構のこれに対する承認<u>を受けなければならない。</u></p> <p>(1) <u>研究開発代表者</u>又は<u>研究開発分担者</u>の移籍、長期療養、死亡、その他心身の故障等により、<u>研究開発代表者</u>又は<u>研究開発分担者</u>が<u>本研究開発</u>においてその役割を十分果たせなくなった場合</p> <p>(2) <u>本研究開発</u>の成果を出すことが困難と合理的に判断<u>される</u>場合、その他<u>本研究開発</u>の遂行上重大な問題が発生した場合</p> <p>(3) 天災その他<u>本研究開発</u>を継続しがたいやむを得ない事由がある場合</p> <p>(4) 前各号に類する事由が発生し、<u>本研究開発</u>を継続することが</p>	<p><u>を実施する事業者</u>の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合</p> <p><u>(イ) 補助目的</u>及び<u>事業</u>能率に関係がない<u>事業計画</u>の細部の変更である場合</p> <p>2 機構は、前項の承認をする場合において必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。</p> <p>(<u>補助事業</u>の中止又は廃止)</p> <p>第13条 <u>補助事業を実施する事業者</u>は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じ、<u>補助事業</u>の全部又は一部を中止又は廃止しようとするときは、機構に対して、<u>様式5による補助事業の中止(廃止)申請書</u>を速やかに提出し、機構のこれに対する承認<u>により、補助事業を実施する事業者は補助事業の全部又は一部を中止又は廃止するものとする。この場合、機構は補助事業を実施する事業者に対し、補助金の使用の全部又は一部の中止を指示するものとし、補助事業を実施する事業者はこれに従うものとする。なお、補助事業の「中止」は補助事業を一時的に停止することをいい、「廃止」は補助事業を終了することをいう。</u></p> <p>(1) <u>事業代表者</u>又は<u>分担者</u>の移籍、長期療養、死亡、その他心身の故障等により、<u>事業代表者</u>又は<u>分担者</u>が<u>補助事業</u>においてその役割を十分果たせなくなった場合</p> <p>(2) <u>補助事業</u>の成果を出すことが困難と<u>補助事業を実施する事業者</u>が合理的に判断<u>した</u>場合、その他<u>補助事業</u>の遂行上重大な問題が発生した場合</p> <p>(3) 天災その他<u>補助事業</u>を継続しがたいやむを得ない事由がある場合</p> <p>(4) 前各号に類する事由が発生し、<u>補助事業</u>を継続することが適</p>	<p>※</p> <p>様式名修正。</p> <p>中止又は廃止により補助金の使用中止等は自明のため削除。</p> <p>「中止」と「廃止」は適正化法の用語で定義不要のため削除。</p> <p>研究機関側の判断であることは自明のため削除。</p>
---	---	---

<p>適切でない場合</p> <p>2 <u>研究開発代表機関は、前項に従って本研究開発を中止した場合であって、前項各号に定める中止の事由が解消され、本研究開発を再開できるようになったときは、速やかに機構に別に定める再開申請書を提出し、機構の承認を受けて再開しなければならない。</u></p> <p>(研究開発遅延の届出)</p> <p>第14条 <u>研究開発代表機関は、本研究開発が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は本研究開発の遂行が困難となった場合においては、速やかに別に定める遅延報告書を機構に提出し、その指示を受けなければならない。</u></p> <p>(状況報告)</p> <p>第15条 <u>研究開発代表機関は、本研究開発の遂行及び収支状況について機構の要求があったときは、速やかに別に定める遂行状況報告書を機構に提出しなければならない。</u></p> <p>2 機構は、必要があると認めるときは、<u>本研究開発の遂行及び収支状況について調査することができる。</u></p> <p><u>(遂行等の命令)</u></p> <p><u>第15条の2 機構は、研究開発代表機関が提出する報告等により、本研究開発が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、研究開発代表機関に対し、これらに従って本研究開発を遂行すべきことを命ずることができる。</u></p> <p><u>2 機構は、研究開発代表機関が前項の命令に違反したときは、研</u></p>	<p>適切でない場合</p> <p>2 <u>補助事業を実施する事業者は、前項各号に定める中止の事由が解除され、補助事業を再開できるようになったときは、速やかに機構に「補助事業再開申請書」を提出するものとし、機構の承認が得られた場合、補助事業を再開することができる。</u></p> <p>(事業遅延の届出)</p> <p>第14条 <u>補助事業を実施する事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式6による補助事業遅延報告書を機構に提出し、その指示を受けなければならない。</u></p> <p>(状況報告)</p> <p>第15条 <u>補助事業を実施する事業者は、補助事業の遂行及び収支状況について機構の要求があったときは、速やかに様式7による補助事業遂行状況報告書を機構に提出しなければならない。</u></p> <p>2 機構は必要があると認めるときは、<u>補助事業の遂行及び収支状況について調査することができる。</u></p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>表現の適正化。</p> <p>様式名修正。</p> <p>※</p> <p>様式名修正。</p> <p>※</p> <p>様式名修正。</p> <p>適正化法第13条及び施行令第7条と同旨の規定を新設。</p>
--	--	--

<p><u>究開発代表機関に対し、本研究開発の遂行の一時停止を命ずることができる。この場合、機構は、研究開発代表機関が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を、機構が指定する期日までにとらないときは、第21条の規定により、交付決定の全部又は一部を取り消す旨を明らかにする。</u></p> <p>(実績報告書等)</p> <p>第16条 <u>研究開発代表機関</u>は、<u>本研究開発</u>を完了したとき（<u>本研究開発</u>の廃止の承認を受けたときを含む。）は、国の会計年度終了後の5月末日又は<u>本研究開発</u>終了後61日以内で機構が指定する日までに、<u>別に定める補助金の使用実績を報告するための報告書（以下「実績報告書」という。）</u>を機構に提出しなければならない。</p> <p>2 <u>研究開発代表機関</u>は、国の会計年度が終了したときに<u>本研究開発</u>が完了しないときは、<u>翌年度への補助金の繰越しについて機構の承認を受けた上で、別に定める国の会計年度終了に伴う補助金の使用実績を報告するための報告書（以下「年度末報告書」という。）</u>を翌年度の4月末日までに機構に提出しなければならない。</p> <p>(検査)</p> <p>第17条 <u>機構</u>は、<u>前条</u>に規定する実績報告書又は<u>年度末報告書（以下「実績報告書等」という。）</u>を受理したときは、<u>第3項に定めるところにより、当該実績報告書等</u>の内容について速やかに検査を行うものとする。</p> <p>2 <u>機構</u>は、前項の検査のほか、<u>研究開発期間中又は機構が必要と認めた場合に、次項に定めるところにより、</u>検査を行うことができるものとする。</p>	<p>(実績報告)</p> <p>第16条 <u>補助事業を実施する事業者</u>は、<u>補助事業</u>を完了したとき（<u>補助事業</u>の<u>中止又は</u>廃止の承認を受けたときを含む。）は、<u>様式8による補助事業実績報告書</u>を国の会計年度終了後の5月末日又は<u>事業</u>終了後61日以内で機構が指定する日までに、機構に提出しなければならない。</p> <p>2 <u>補助事業を実施する事業者</u>は、国の会計年度が終了したときに<u>補助事業</u>が完了しないとき（<u>繰越等</u>）は、<u>様式9による</u>国の会計年度終了に伴う<u>補助事業実績報告書</u>を<u>補助金の交付を受けた</u>翌年度の4月末日までに機構に提出しなければならない。</p> <p>(検査及び報告)</p> <p>第17条 <u>機構</u>は、<u>第16条</u>に規定する<u>補助事業</u>実績報告書を受理したときは、当該<u>補助事業</u>実績報告書の内容について速やかに検査を行うものとする。</p> <p>2 <u>機構</u>は、前項の検査のほか、<u>次の各号に掲げる</u>検査を行うことができるものとする。</p> <p><u>(1) 補助事業の実施に要した経費の支出状況についての補助期間</u></p>	<p>※ 「中止」は含まない。 様式名修正。 「実績報告書」を文中定義。</p> <p>※ 様式名修正。 「年度末報告書」を文中定義。</p> <p>内容に合わせた表題とする。</p> <p>※ 様式名修正。</p> <p>※</p>
--	--	---

<p>3 機構は、前二項の検査を次の各号に掲げる事項について行うことができる。この場合、機構は必要に応じ<u>研究開発代表機関</u>に対して参考となるべき報告及び資料の提出を求めることができる。</p> <p>(1) 実績報告書等に記載されている<u>本研究開発</u>の内容と支出した経費との整合性</p> <p>(2) <u>研究開発</u>計画書と実績報告書等の内容の整合性</p> <p><u>(3) 補助金の使用実績</u></p> <p><u>(4) 第25条に掲げる取得財産等の管理状況</u></p> <p><u>(5) 第30条に掲げる帳簿及び証拠書類の整備、保管状況</u></p> <p><u>(6) その他機構が本研究開発に関して必要と認める事項</u></p> <p>4 機構が事実確認の必要があると認め<u>て求めた場合</u>、<u>研究開発代表機関は第11条又は第11条の2に基づく契約の相手方</u>に対し、参考となるべき報告及び資料の提出について協力を<u>求めるものとする</u>。</p> <p>5 機構は、第1項及び第2項の検査を<u>研究開発代表機関</u>の工場、研究施設その他の事業所（<u>研究開発代表機関</u>の委託先等）の事業所を含む。以下同じ。）において行うことができる。</p> <p>6 機構は、第1項及び第2項の検査を実施しようとするときは、あらかじめ<u>研究開発代表機関</u>に検査場所、検査日時、検査職員、その他検査を実施するために必要な事項を通知するものとする。</p> <p>7 <u>研究開発代表機関</u>は、前項の通知を受けたときは、機構があらかじめ指定する書類を準備し、<u>本研究開発</u>の内容及び経理内容を説明できる者を機構の指定する検査場所に<u>研究開発代表機関</u>の負担で派遣するものとする。</p> <p>8 機構が、必要があると認めるときは、関係<u>する国の府省庁</u>の職</p>	<p><u>中の検査</u></p> <p><u>(2) その他機構が必要と認めた検査</u></p> <p>3 機構は、前二項の検査を次の各号に掲げる事項について行うことができる。この場合、機構は必要に応じ<u>事業者</u>に対して参考となるべき報告及び資料の提出を求めることができる。</p> <p>(1) 実績報告書に記載されている<u>補助事業</u>の内容と支出した経費との整合性</p> <p>(2) <u>補助事業</u>計画書と実績報告書の内容の整合性</p> <p><u>(3) 第30条に掲げる帳簿、書類</u></p> <p><u>(4) その他機構が補助事業に関して必要と認める事項</u></p> <p>4 機構が、事実確認の必要があると認めるときは、<u>事業者は取引先</u>に対し、参考となるべき報告及び資料の提出について協力を<u>もとめるものとする</u>。</p> <p>5 機構は、第1項及び第2項の検査を<u>事業者</u>の工場、研究施設その他の事業所（<u>事業者</u>の委託先の事業所を含む。以下同じ。）において行うことができる。</p> <p>6 機構は、第1項及び第2項の検査を実施しようとするときは、あらかじめ<u>事業者</u>の検査場所、検査日時、検査職員、その他検査を実施するために必要な事項を通知するものとする。</p> <p>7 <u>事業者</u>は、前項の通知を受けたときは、機構があらかじめ指定する書類を準備し、<u>補助事業</u>の内容及び経理内容を説明できる者を機構の指定する検査場所に<u>事業者</u>の負担で派遣するものとする。</p> <p>8 機構が、必要があると認めるときは、関係省庁の職員を立ち会</p>	<p>※ 実際の検査に即して検査事項等を整理。</p> <p>報告・資料提出の協力を求める取引先を明確化。</p> <p>※</p> <p>※</p> <p>※</p> <p>表記揺れ修正。</p>
---	---	---



<p>員を立ち合わせることができるものとし、<u>研究開発代表機関</u>はこれを受け入れるものとする。</p> <p>9 <u>機構</u>が第2項の検査を<u>行うことができる期間</u>は、<u>全研究開発期間</u>が終了する日の属する<u>会計</u>年度の終了日の翌日から起算して5年間とする。</p>	<p>わせることができるものとし、<u>事業者</u>はこれを受け入れるものとする。</p> <p>9 <u>機構</u>が<u>第17条第2項第2号</u>の検査をできる期間は、<u>研究開発期間</u>が終了する日の属する<u>事業</u>年度の終了日の翌日から起算して5年間とする。</p>	<p>※</p> <p>適切表現に修正。</p> <p>※</p>
<p>(秘密保持)</p> <p>第17条の2 <u>研究開発代表機関</u>は、<u>本研究開発</u>の実施にあたり<u>機構</u>より開示を受け又は知り得た<u>機構</u>の情報であって、<u>本研究開発</u>外において独自に保有していた情報又は保有するに至った情報のうち<u>機構</u>より秘密である旨の書面による明示があった情報(以下「秘密情報」という。)について、<u>機構</u>の事前の書面による同意がなければ、これを第三者に開示・漏洩してはならない。また、<u>機構</u>の事前の書面による同意により第三者に開示する場合、<u>研究開発代表機関</u>は、自身が本取扱要領に基づき負う秘密保持義務と同内容及び同程度の秘密保持義務を、当該第三者に対して負わせるものとする。</p>	<p>(秘密保持)</p> <p>第17条の2 <u>補助事業を実施する事業者及び機構</u>は、<u>(i)補助事業</u>の実施にあたり<u>相手方</u>より開示を受け又は知り得た<u>相手方</u>の情報であって、<u>補助事業における研究開発</u>外において独自に保有していた情報又は保有するに至った情報のうち<u>相手方</u>より秘密である旨の書面による明示があった情報及び<u>(ii)補助事業の実施中に発生した情報のうち相手方と秘密にすることを書面にて合意した情報(ただし、第3条第20項ウに定めるノウハウとしても指定された情報の秘匿期間については、第10条の2第1項及び第2項に従うものとする。)</u>(以下「秘密情報」という。)について、<u>相手方</u>の事前の書面による同意がなければ、これを第三者に開示・漏洩してはならない。また、<u>相手方</u>の事前の書面による同意により第三者に開示する場合、<u>当該開示を行う当事者</u>は、自身が本取扱要領に基づき負う秘密保持義務と同内容及び同程度の秘密保持義務を、当該第三者に対して負わせるものとする。</p>	<p>※</p> <p>補助金取扱要領になじむ規定(機構が研究機関に条件として義務づける規定)とした。</p>
<p>2 <u>研究開発代表機関</u>は、<u>機構</u>の秘密情報を<u>本研究開発</u>のために使用するものとし、それ以外の目的に使用してはならない。</p>	<p>2 <u>補助事業を実施する事業者及び機構</u>は、<u>相手方</u>の秘密情報を<u>補助事業</u>のために使用するものとし、それ以外の目的に使用してはならない。</p>	<p>※</p>
<p>3 <u>研究開発代表機関</u>は、秘密情報に関する資料及び秘密情報を保存した媒体等について適切に管理しなければならない。</p>	<p>3 <u>補助事業を実施する事業者及び機構</u>は、秘密情報に関する資料及び秘密情報を保存した媒体等について適切に管理しなければならない。</p>	<p>※</p>



<p>4 前三項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には第1項から第3項までの規定を適用しない。</p> <p>(1) 開示を受け又は知得した時点において、既に自己が保有していたことを証明できる情報</p> <p>(2) 開示を受け又は知得した時点において、既に公知となっていた情報</p> <p>(3) 開示を受け又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報</p> <p>(4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく取得したことを証明できる情報</p> <p>(5) <u>機構</u>から開示された情報とは無関係に独自に開発・取得したことを証明できる情報</p> <p>(6) 公開を前提として<u>機構</u>から受けた文書に記載された情報</p> <p>5 <u>研究開発代表機関</u>は、秘密情報について、法令により開示が義務付けられているとき、又は主務省庁若しくは裁判所その他の公的機関に開示を求められたときは、必要かつ相当な範囲でこれを開示することができる。</p> <p>6 <u>研究開発代表機関</u>は、自己に所属する研究者等及びその他の役員並びに<u>本研究開発</u>の遂行・評価等のための委託先等について、その所属を離れた後も含め、本条と同内容及び同程度の秘密保持義務を負わせるものとする。</p> <p>(<u>研究開発</u>成果の報告等)</p> <p>第18条 <u>研究開発代表機関</u>は、<u>本研究開発</u>を完了したとき(<u>本研究開発</u>の廃止の承認を<u>受けた</u>ときを含む。)は、<u>本研究開発</u>におい</p>	<p>ならない。</p> <p>4 前三項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には第1項ないし第3項の規定を適用しない。</p> <p>(1) 開示を受け又は知得した時点において、既に自己が保有していたことを証明できる情報</p> <p>(2) 開示を受け又は知得した時点において、既に公知となっていた情報</p> <p>(3) 開示を受け又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報</p> <p>(4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく取得したことを証明できる情報</p> <p>(5) <u>相手方</u>から開示された情報とは無関係に独自に開発・取得したことを証明できる情報</p> <p>(6) 公開を前提として<u>相手方</u>から<u>提出</u>を受けた文書に記載された情報</p> <p>5 <u>補助事業を実施する事業者及び機構</u>は、秘密情報について、法令により開示が義務付けられているとき、又は主務省庁若しくは裁判所その他の公的機関に開示を求められたときは、必要かつ相当な範囲でこれを開示することができる。</p> <p>6 <u>補助事業を実施する事業者及び機構は、それぞれ</u>自己に所属する<u>本研究</u>研究者等及びその他の役員並びに<u>補助事業</u>の遂行・評価等のための委託先等について、その所属を離れた後も含め、本条と同内容及び同程度の秘密保持義務を負わせるものとする。</p> <p>(成果の報告等)</p> <p>第18条 <u>補助事業を実施する事業者</u>は、<u>補助事業</u>を完了したとき(<u>補助事業</u>の<u>中止又は</u>廃止の承認を<u>うけた</u>ときを含む。)は、<u>補助</u></p>	<p>表記揺れ修正。</p> <p>※</p> <p>※</p> <p>※ 「研究開発成果」を</p>
--	---	---

<p><u>て得られた研究開発の成果（以下「研究開発成果」という。）を別に定める成果報告書にまとめて記載し、</u>国の会計年度終了後の5月末日又は<u>本研究開発</u>終了後6月1日以内で機構が指定する日までに、機構に提出しなければならない。</p> <p>2 <u>研究開発代表機関</u>は、国の会計年度が終了したときに<u>本研究開発</u>が完了しないときは、<u>別に定める</u>国の会計年度終了に伴う成果報告書を補助金の交付決定を受けた翌年度の4月末日までに機構に提出しなければならない。</p> <p><u>3 機構が本研究開発について評価（全研究開発期間中に行う中間評価及び当該期間終了時に行う事後評価をいう。）を行う場合、研究開発代表機関は、機構の求めに応じて、評価に必要な報告書の提出その他の協力を行うとともに、研究者等をして、かかる協力を行わせるものとする。</u></p> <p><u>4 機構が本研究開発の研究開発成果</u>について、追跡調査、成果展開調査、発明等及び知的財産権の調査等を行う場合には、<u>研究開発代表機関</u>は、機構による当該調査等に協力するものとする。</p> <p><u>5 研究開発代表機関</u>は、秘匿すべき研究開発成果について、第三者への不正な流出を防止するため、<u>研究者等</u>との間で退職後の取決めを含めた秘密保持契約を締結するなど、必要な措置をとるものとする。</p> <p><u>6 研究開発代表機関</u>は、第三者への研究開発成果の不正な流出があった場合には、<u>速やかに</u>機構に報告するとともに、不正な流出に関与した者に対し法的処置を講ずるなど、適切に対処しなければならない。</p> <p><u>7 研究開発代表機関が、本研究開発の研究開発成果に係る発明に</u></p>	<p><u>事業開発成果を様式8別添による補助事業</u>成果報告書を国の会計年度終了後の5月末日又は<u>事業</u>終了後6月1日以内で機構が指定する日までに、機構に提出しなければならない。</p> <p>2 <u>補助事業を実施する事業者</u>は、国の会計年度が終了したときに<u>補助事業</u>が完了しないとき（<u>繰越等</u>）は、<u>様式9別添による</u>国の会計年度終了に伴う<u>補助事業</u>成果報告書を補助金の交付決定を受けた翌年度の4月末日までに機構に提出しなければならない。</p> <p>(新規)</p> <p><u>3 機構が補助事業開発成果</u>について、追跡調査、成果展開調査、発明等及び知的財産権の調査等を行う場合には、<u>補助事業を実施する事業者</u>は、機構による当該調査等に対し協力するものとする。</p> <p><u>4 補助事業を実施する事業者</u>は、秘匿すべき研究開発成果について、第三者への不正な流出を防止するため、<u>従業員等</u>との間で退職後の取り決めを含めた秘密保持契約を締結するなど、必要な措置をとるものとする。</p> <p><u>5 補助事業を実施する事業者</u>は、第三者への研究開発成果の不正な流出があった場合には、<u>遅滞なく</u>機構に報告するとともに、不正な流出に関与した者に対し法的処置を講ずるなど、適切に対処しなければならない。</p> <p>(新規)</p>	<p>文中定義。 「中止」を削除。 様式名修正。</p> <p>※ 様式名修正。</p> <p>委託と同様に、中間評価及び事後評価への協力義務づけを明記。</p> <p>※</p> <p>※ 対象者の明確化。</p> <p>※ 適切な表現に修正。</p> <p>特許出願非公開制度へ</p>
--	---	---

<p><u>ついでの特許出願に対して、特許出願非公開制度に基づく保全審査に付す旨の通知を受領した場合、当該研究開発代表機関は、機構に対して、当該知的財産権に関する情報等を速やかに報告するものとする。</u></p> <p>(研究開発成果の公表)</p> <p>第18条の2 <u>研究開発代表機関は、本研究開発の研究開発成果(ノウハウを除く。)</u>を外部に公表するものとする。</p> <p><u>2 機構は、本研究開発の研究開発成果(ノウハウを除く。)</u>を外部に公表することができるものとする。</p> <p><u>3 研究開発代表機関及び機構は、本研究開発の研究開発成果</u>を外部に公表する場合、その公表が円滑に行われるよう合理的な範囲で協力するものとする。</p> <p><u>4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、研究開発代表機関又は機構による本研究開発の研究開発成果</u>の外部への公表が、<u>第17条の2に定める秘密保持義務、</u>知的財産権の取得その他各自の事業に支障をきたすおそれがある場合には、<u>研究開発代表機関は、機構と協議してその対応を決定するものとする。</u></p> <p><u>5 研究開発代表機関は、本研究開発の研究開発成果</u>を外部に公表する場合、当該成果が、<u>機構が行う事業</u>の結果得られたものであることを明示しなければならない。</p> <p>(補助金の額の確定等)</p> <p>第19条 機構は、<u>第17条の検査</u>を行い、<u>本研究開発の実施結果</u>が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、<u>当該年度に</u>交付すべき補助金の額を確定し、<u>別に</u></p>	<p>(成果の公表)</p> <p>第18条の2 <u>補助事業を実施する事業者及び機構は、第17条の2に反しない限り、補助事業開発成果(ノウハウを除く。)</u>を外部に公表するものとする。</p> <p>(新規)</p> <p><u>2 補助事業を実施する事業者</u>及び機構は、<u>相手方が補助事業開発成果</u>を外部に公表する場合、その公表が円滑に行われるよう<u>互い</u>に合理的な範囲で協力するものとする。</p> <p><u>3 第1項の規定にかかわらず、補助事業を実施する事業者</u>又は機構による<u>補助事業開発成果</u>の外部への公表が、<u>補助事業を実施する事業者による</u>知的財産権の取得その他各自の事業に支障をきたすおそれがある場合には、<u>補助事業を実施する事業者及び機構は、</u>協議してその対応を決定するものとする。</p> <p><u>4 補助事業を実施する事業者は、補助事業開発成果</u>を外部に公表する場合、当該成果が機構の<u>補助事業</u>の結果得られたものであることを明示しなければならない。</p> <p>(補助金の額の確定等)</p> <p>第19条 機構は、<u>第16条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等</u>を行い、<u>その報告に係る補助事業</u>の実施結果が補助金の交付の決定の内容(<u>第12</u></p>	<p>の対応。</p> <p>※ 補助金取扱要領になじむ規定(機構が研究機関に義務づける規定)とした。(機構の成果公表は義務とはならない。)</p> <p>※</p> <p>※ 成果公表の際の秘密保持については、第1項から第4項に移行。</p> <p>※</p> <p>※ 「現地調査」→「検査」 「当該年度に交付すべ</p>
---	---	---

<p><u>定める</u> 確定通知書により <u>研究開発代表機関</u> に通知するものとする。</p> <p>2 機構は、<u>研究開発代表機関に当該年度に</u> 交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、確定通知書によりその超える部分の補助金の返還を命ずる <u>ものとする。また、機構は、研究開発代表機関に当該年度に交付すべき補助金の額を確定した場合において、その額が交付された補助金を超過する場合に限り、その超過金額を支払うものとする。</u></p> <p>3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、機構は、期限内に納付がない場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95% の割合で計算した延滞金を徴収するものとする。</p> <p><u>(是正のための措置)</u>  <u>第 19 条の 2 機構は、第 17 条の検査において本研究開発の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、研究開発代表機関に対し、本研究開発につき、これに適合させるための措置をとるべきことを命ずることができる。</u></p> <p>(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)          第 20 条 <u>研究開発代表機関</u> は、<u>本研究開発</u> の完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税</p>	<p><u>条に基づく承認をした場合は、その承認された内容</u>) 及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、<u>様式 1 2 の補助金</u> 確定通知書により <u>事業者</u> に通知するものとする。</p> <p>2 機構は、<u>補助事業を実施する事業者</u> に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、<u>様式 1 3 の補助金</u> 確定通知書によりその超える部分の補助金の返還を命ずる。</p> <p>3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、機構は、期限内に納付がない場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95% の割合で計算した延滞金を徴収するものとする。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)          第 20 条 <u>補助事業を実施する事業者</u> は、<u>補助事業</u> 完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消</p>	<p>き補助金額」は、繰越があった場合も想定。          様式名修正。</p> <p>※          様式名修正。          補助金の未交付額の精算を明確化。</p> <p>適正化法第 16 条第 1 項と同旨の規定を新設。</p> <p>※</p>
---	---	--

<p>に係る仕入控除税額が確定した場合には、<u>別に定める本研究開発</u>に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額確定報告書により速やかに機構に報告しなければならない。</p> <p>2 機構は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。</p> <p>3 <u>第 19 条</u>第 3 項の規定は、前項の返還の規定について準用する。</p> <p>(交付決定の取消等)</p> <p>第 2 1 条 機構は、次の各号の<u>いずれか</u>に該当する場合には、<u>交付決定の全部又は一部を取り消す</u>ことができる。</p> <p><u>(1) 研究開発代表機関が補助金を本研究開発以外の用途に使用した場合</u></p> <p><u>(2) 研究開発代表機関が不正又は不当な手段により補助金の交付を受けた場合</u></p> <p><u>(3) 前二号のほか、研究者等が、本研究開発において不正行為等に関与し又は責任を負うと認定された場合</u></p> <p><u>(4) 研究開発代表機関が本取扱要領の定めに違反した場合(第 10 条第 1 項に定める表明保証に誤りがあった場合及び研究開発代表機関が第 2 7 条に定める誓約事項に違反した場合を含む。)</u></p> <p><u>(5) 委託先等が委託契約等に違反し、その他委託先等において前各号に相当する事由が生じた場合</u></p> <p><u>(6) 前五号のほか、研究開発代表機関が交付決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合</u></p> <p><u>(7) 研究開発代表機関が、適正化法、施行令その他法令等又は本</u></p>	<p>費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、<u>様式 1 4 の補助事業</u>に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額確定報告書により速やかに機構に報告しなければならない。</p> <p>2 機構は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。</p> <p>3 <u>前条</u>第 3 項の規定は、前項の返還の規定について準用する。</p> <p>(交付決定の取消等)</p> <p>第 2 1 条 機構は、次の各号の<u>一</u>に該当する場合には、<u>第 6 条第 1 項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更する</u>ことができる。</p> <p><u>(1) 補助事業を実施する事業者において、交付決定を受けるにあたって、不正又は不当な行為を行った場合</u></p> <p><u>(2) 補助事業を実施する事業者に、適正化法、施行令の違反があった場合</u></p> <p><u>(3) 補助事業を実施する事業者に、公募要領又は本取扱要領の重大な違反又は表明保証に重大な誤りがあった場合</u></p> <p><u>(4) 補助事業を実施する事業者の本研究者等が補助事業において不正行為等に関与し又は責任を負うと認定された場合</u></p> <p><u>(5) 補助事業を実施する事業者の本研究者等が補助事業以外の競争的研究費等その他国費による研究開発において不正行為等に関与し又は責任を負うと認定された場合</u></p> <p><u>(6) 補助事業を実施する事業者が、補助金の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこれに基づく機構の処分に違反</u></p>	<p>様式名修正。</p> <p>条ずれ修正。</p> <p>交付決定の取消事由について、適正化法第 17 条及び第 10 条に沿って、それぞれ項を分けて整理。</p> <p>第 1 項は適正化法第 17 条相当（研究開発代表機関側に帰責事由がある場合）の規定。</p> <p>概ね、</p> <p>旧（1）は、新（2）、 旧（2）は、新（7）、 旧（3）は、新（4）、 旧（4）は、新（3）、 にそれぞれ移行。 旧（5）は削除。 旧（6）は、新（1）、</p>
--	--	---



<p><u>取扱要領に基づく機構の処分、命令若しくは指示に違反した場合</u></p> <p>2 前項のほか、機構は、次の各号のいずれかに該当する場合には、<u>交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、本研究開発のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>天災地変その他交付決定後に生じた事情の変更により、本研究開発の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合</u></p> <p>(2) <u>研究開発代表機関が本研究開発を遂行するため必要な手段を使用することができないこと、本研究開発に要する経費のうち補助金によってまかなわれる部分以外の部分を負担することができないことその他の理由により本研究開発を遂行することができない場合（研究開発代表機関の責に帰すべき事情による場合を除く。）</u></p> <p>3 機構は、<u>前二項</u>各号のいずれかの事由に該当するとして補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消に係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、その補助金の全部又は一部の返還を命ずる<u>ものとする。</u></p> <p>4 <u>前項の場合において、機構は必要に応じて研究開発代表機関に対して、第16条第1項及び第18条第1項に定める実績報告書及び成果報告書の提出又は再提出を指示することができるものとし、機構は、これら報告書に基づき、第17条及び第19条を準用し、検査、補助金の額の確定及び精算を行うことができる。</u></p> <p>5 機構は、<u>第1項各号のいずれかの事由に該当するとして第3項により補助金</u>の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金の額（そ</p>	<p><u>した場合</u></p> <p>(7) <u>補助事業を実施する事業者について破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算の申立てがなされ若しくはその原因となる事実が生じた場合又はそのおそれが生じた場合</u></p> <p>(8) <u>補助事業を実施する事業者が、銀行取引停止処分を受け若しくは支払停止に陥り又はそのおそれが生じた場合</u></p> <p>(9) <u>補助事業を実施する事業者が、差押えを受け若しくは公租公課等の滞納処分を受け又はそのおそれが生じた場合</u></p> <p>(10) <u>第11条の2に基づく第三者に対する委託又は第三者との共同実施がなされた場合において、委託先等において本項第1号ないし第6号に相当する事由が生じた場合</u></p> <p>2 機構は、<u>前項</u>各号のいずれかの事由に該当するとして補助金の交付の決定を取り消した場合において、<u>補助事業の</u>当該取消に係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、その補助金の全部又は一部の返還を命ずる。 (新規)</p> <p>3 機構は、<u>前項</u>の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額</p>	<p>(6)、(7)に移行。</p> <p>旧(7)から(9)は、(6)に移行。(機関側に帰責事由がない場合は第2項)</p> <p>旧(10)は、新(5)に移行。</p> <p>第2項は適正化法第10条相当（研究開発代表機関側に帰責事由がない場合）の規定。</p> <p>次項と合わせる。</p> <p>機構が、交付決定取消時の報告書提出指示と、検査等ができる旨を規定。</p> <p>加算金を課すのは、第1項（機関側帰責事由）の取消事由による場合に</p>
--	---	--



<p>の一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95%の割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。</p> <p><u>6</u> 第3項に基づく補助金の返還については、第19条第3項の規定を準用する。</p> <p><u>7</u> 第1項から前項までの規定は、<u>本研究開発</u>について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。</p> <p><u>(他の補助金の一時停止等)</u></p> <p><u>第21条の2</u> 機構は、<u>研究開発代表機関に補助金の返還を命じ、研究開発代表機関が当該補助金、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合には、研究開発代表機関に対して、機構の事業において交付すべき補助金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金と未納付額とを相殺することができる。</u></p> <p>(不正行為等の疑いへの対応)</p> <p>第22条 機構は、<u>本研究開発</u>において不正行為等が行われた疑い(以下「本件疑い」という。)があるとする告発を受け付けた場合は、機構の不正行為等対応規則に基づき、<u>研究開発代表機関</u>に当該告発を回付することができる。</p> <p><u>2</u> <u>研究開発代表機関</u>は、<u>研究開発代表機関</u>が直接、又は前項により機構から若しくは他の機関から回付されて、本件疑いがあるとする告発を受け付けた場合、<u>研究開発代表機関</u>の不正行為等対応規則等に基づき、速やかに予備調査の可否を判断し、予備調査が必要と判断した場合は、予備調査を実施する。</p>	<p>を控除した額)につき年10.95%の割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。</p> <p><u>4</u> 第2項に基づく補助金の返還については、第19条第3項の規定を準用する。</p> <p><u>5</u> 第1項ないし前項の規定は、<u>補助事業</u>について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>(不正行為等の疑いへの対応)</p> <p>第22条 機構は、<u>補助事業</u>において不正行為等が行われた疑い(以下「本件疑い」という。)があるとする告発を受け付けた場合は、機構の不正行為等対応規則に基づき、<u>補助事業を実施する事業者</u>に当該告発を回付することができる。</p> <p><u>2</u> <u>補助事業を実施する事業者</u>は、<u>補助事業を実施する事業者</u>が直接、又は前項により機構から若しくは他の機関から回付されて、本件疑いがあるとする告発を受け付けた場合、<u>補助事業を実施する事業者</u>の不正行為等対応規則等に基づき、速やかに予備調査の可否を判断し、予備調査が必要と判断した場合は、予備調査を</p>	<p>限定。</p> <p>※ 表記揺れ修正。</p> <p>適正化法第20条と同旨の規定を新設。</p> <p>※</p> <p>※</p>
---	--	---



<p>して、機構の不正行為等対応規則に基づき、機構の配分する競争的研究費等（<u>本研究開発</u>に係る競争的研究費等を含む。）への申請・参加資格の制限措置を行うことができる。</p> <p>2 機構は、研究者等が<u>本研究開発</u>以外の競争的研究費等その他国費による研究開発において不正行為等に関与し又は責任を負うと認定された場合、当該研究者等に対して、機構の配分する競争的研究費等（<u>本研究開発</u>に係る競争的研究費等を含む。）への申請・参加資格の制限措置を行うことができる。</p> <p>（<u>研究開発代表機関</u>の責任及び事故報告義務）</p> <p>第24条 <u>研究開発代表機関</u>は、<u>研究開発代表機関</u>の責任において<u>本研究開発</u>を実施するものとし、<u>本研究開発</u>の遂行過程で<u>研究開発代表機関</u>、研究者等又は第三者の生命、身体又は財産に損害が生じ、その他何らかの紛争等が生じた場合、<u>研究開発代表機関</u>はその費用と責任においてこれを解決するものとし、機構に何らの損害等も負わせないものとする。ただし、機構の故意又は重大な過失による場合は、この限りではない。</p> <p>2 <u>研究開発代表機関</u>は、前項の場合、速やかにその具体的内容を機構に対し書面により報告しなければならない。</p> <p>（財産の管理等）</p> <p>第25条 <u>研究開発代表機関</u>は、<u>本研究開発の実施</u>により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、<u>本研究開発</u>の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、<u>補助金の交付目的</u>に従って、その効率的運用を図らなければならない。</p>	<p>して、機構の不正行為等対応規則に基づき、機構の配分する競争的研究費等（<u>補助事業</u>に係る競争的研究費等を含む。）への申請・参加資格の制限措置を行うことができる。</p> <p>2 機構は、<u>本</u>研究者等が<u>補助事業</u>以外の競争的研究費等その他国費による研究開発において不正行為等に関与し又は責任を負うと認定された場合、当該<u>本</u>研究者等に対して、機構の配分する競争的研究費等（<u>補助事業</u>に係る競争的研究費等を含む。）への申請・参加資格の制限措置を行うことができる。</p> <p>（<u>補助事業を実施する事業者</u>の責任及び事故報告義務）</p> <p>第24条 <u>補助事業を実施する事業者</u>は、<u>補助事業について、補助事業を実施する事業者</u>の責任において実施するものとし、<u>補助事業</u>の遂行過程で<u>補助事業を実施する事業者</u>、<u>本</u>研究者等又は第三者の生命、身体又は財産に損害が生じ、その他何らかの紛争等が生じた場合<u>においても</u>、<u>補助事業を実施する事業者</u>はその費用と責任においてこれを解決するものとし、機構に何らの損害等も負わせないものとする。ただし、機構の故意又は重大な過失による場合は、この限りではない。</p> <p>2 <u>補助事業を実施する事業者</u>は、前項の場合、速やかにその具体的内容を機構に対し書面により報告しなければならない。</p> <p>（財産の管理等）</p> <p>第25条 <u>補助事業を実施する事業者</u>は、<u>補助事業</u>により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、<u>補助事業</u>の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、<u>補助金交付の目的</u>に従って、その効率的運用を図らなければならない。</p>	<p>※</p> <p>※</p> <p>※</p>
--	---	----------------------------

<p>2 <u>研究開発代表機関</u>は、取得財産等について、<u>別に定める</u>取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。</p> <p>3 <u>研究開発代表機関</u>は、当該年度に取得財産等があるときは、第16条第1項に定める実績報告書に<u>別に定める</u>取得財産等管理明細表を添付しなければならない。</p> <p>4 <u>研究開発代表機関</u>は、取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、<u>機構の請求に応じて</u>その収入の全部又は一部を機構に納付<u>しなければならない。</u></p> <p>(財産の処分の制限)</p> <p>第26条 <u>研究開発代表機関</u>は、次の取得財産等については、機構の承認を受けないで、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。<u>(以下、機構の承認なくかかる使用等をしてはならない財産等を「処分制限財産」という。)</u></p> <p>(1) 不動産</p> <p>(2) 船舶、航空機、浮漂、浮さん橋及び浮ドック</p> <p>(3) 前<u>二</u>号に掲げるものの従物</p> <p>(4) 機械及び重要な器具で、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上のもの</p> <p>(5) 前各号の<u>ほか</u>、補助金の交付目的を達成するため特に必要があると認められる取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次のものは処分制限財産に該当しないものとする。</p> <p>(1) 機構が<u>研究開発代表機関</u>に対し、補助金の交付決定をする場合に、<u>本研究開発</u>の完了により当該<u>研究開発代表機関</u>に相当の</p>	<p>2 <u>補助事業を実施する事業者</u>は、取得財産等について、<u>様式15による</u>取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。</p> <p>3 <u>補助事業を実施する事業者</u>は、当該年度に取得財産があるときは、第16条第1項に定める実績報告書に<u>様式16による</u>取得財産等管理明細表を添付しなければならない。</p> <p>4 <u>機構</u>は、取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を機構に納付<u>させることがある。</u></p> <p>(財産の処分の制限)</p> <p>第26条 <u>補助事業を実施する事業者</u>は、次の取得財産等<u>(以下「処分制限財産」という。)</u>については、機構の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。</p> <p>(1) 不動産</p> <p>(2) 船舶、航空機、浮漂、浮さん橋及び浮ドック</p> <p>(3) 前<u>2</u>号に掲げるものの従物</p> <p>(4) 機械及び重要な器具で、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上のもの</p> <p>(5) 前各号の<u>他</u>、補助金の交付の目的を達成するため特に必要があると認められる取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次のものは処分制限財産に該当しないものとする。</p> <p>(1) 機構が<u>補助事業を実施する事業者</u>に対し、補助金の交付の決定をする場合に、<u>補助事業</u>の完了により当該<u>補助事業を実施す</u></p>	<p>様式名修正。</p> <p>様式名修正。</p> <p>適切な表現に修正。</p> <p>※</p> <p>定義の位置を修正。</p> <p>表記揺れ修正。</p> <p>※</p>
--	---	--

<p>利益が生ずると認められる場合において当該補助金の交付目的に反しない場合に限りその交付した補助金の全部に相当する金額を機構に納付すべき旨の条件を付した場合において、かかる条件に基づき、<u>研究開発代表機関</u>が、機構に対し、補助金の全額に相当する金額を納付した場合</p> <p>(2) 機構が、補助金の交付目的及び当該処分制限財産の耐用年数を勘案して別途定める期間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）別表第六 開発研究用減価償却資産の耐用年数表に定める年数）を経過した場合</p> <p>3 <u>研究開発代表機関</u>は、<u>前項第 2 号</u>の規定により定められた期間中において、処分制限財産を補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取壊し、廃棄し又は担保に供しようとするときは、あらかじめ<u>別に定める本研究開発</u>に係る財産処分承認申請書を機構に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>4 前条第 4 項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。</p> <p>5 その他機構は、処分制限財産の取扱いについて、必要に応じてその都度定めるものとする。</p> <p>(反社会的勢力の排除に関する誓約)</p> <p>第 2 7 条 <u>研究開発代表機関</u>は、<u>次の各号のいずれにも該当しないことを確認し、これを誓約する。</u></p> <p>(1) <u>研究開発代表機関</u>が、暴力団、暴力団構成員、暴力団関係企</p>	<p><u>る事業者</u>に相当の利益が生ずると認められる場合において当該補助金の交付の目的に反しない場合に限りその交付した補助金の全部に相当する金額を機構に納付すべき旨の条件を付した場合において、かかる条件に基づき、<u>補助事業を実施する事業者</u>が、機構に対し、補助金の全額に相当する金額を納付した場合</p> <p>(2) 機構が、補助金の交付の目的及び当該処分制限財産の耐用年数を勘案して別途定める期間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）別表第六 開発研究用減価償却資産の耐用年数表に定める年数）を経過した場合</p> <p>3 <u>補助事業を実施する事業者</u>は、<u>前項 2 号</u>の規定により定められた期間中において、処分制限財産を補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取壊し、廃棄し又は担保に供しようとするときは、あらかじめ<u>様式 1 7 による補助事業</u>に係る財産処分承認申請書を機構に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>4 前条第 4 項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。</p> <p>5 その他機構は、処分制限財産の取扱いについて、必要に応じてその都度定めるものとする。</p> <p>(反社会的勢力の排除)</p> <p>第 2 7 条 <u>補助事業を実施する事業者</u>は、<u>以下の各号の一に該当しないことを表明・保証し、機構は、補助事業を実施する事業者が各号の一に該当したとき、又は該当していたことが判明したときは、何らの催告を要せずに交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。</u></p> <p>(1) <u>補助事業を実施する事業者</u>が、暴力団、暴力団構成員、暴力</p>	<p>※。訂正。</p> <p>様式名修正。</p> <p>※ 表記揺れ修正。 「表明保証」→「誓約」 取消規定は、第 2 1 条第 1 項へ移行。</p>
--	--	--



<p>業若しくは関係者、総会屋、その他反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）であること、又は反社会的勢力であったこと。</p> <p>(2) <u>研究開発代表機関</u>の役員又は実質的に経営を支配する者が反社会的勢力であること、又は反社会的勢力であったこと。</p> <p>(3) <u>研究開発代表機関</u>の親会社、子会社（いずれも会社法（平成17年法律第86号）の定義による。以下同じ。）又は<u>本研究開発</u>の履行のために使用する委託先等その他第三者が前二号のいずれかに該当すること。</p> <p>2 <u>研究開発代表機関</u>は、<u>次の各号のいずれも行わないことを誓約する。</u></p> <p>(1) <u>研究開発代表機関</u>（<u>研究開発代表機関</u>の役員若しくは実質的に経営を支配する者を含む。第2号から第4号までにおいて同じ。）が機構に対して脅迫的な言動をすること、若しくは暴力を用いること、又は機構の名誉・信用を毀損する行為を行うこと。</p> <p>(2) <u>研究開発代表機関</u>が偽計又は威力を用いて機構の業務を妨害すること。</p> <p>(3) <u>研究開発代表機関</u>が第三者をして前二号の行為を行わせること。</p> <p>(4) <u>研究開発代表機関</u>が反社会的勢力への資金提供を行う等、その活動を助長する行為を行うこと。</p> <p>(5) <u>研究開発代表機関</u>の親会社、子会社又は<u>本研究開発</u>の履行のために使用する委託先等その他第三者（これらの役員又は実質的に経営を支配する者を含む。）が前四号のいずれかに該当する行為を行うこと。</p>	<p>団関係企業若しくは関係者、総会屋、その他反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）であること、又は反社会的勢力であったこと。</p> <p>(2) <u>補助事業を実施する事業者</u>の役員又は実質的に経営を支配する者が反社会的勢力であること、又は反社会的勢力であったこと。</p> <p>(3) <u>補助事業を実施する事業者</u>の親会社、子会社（いずれも会社法の定義による。以下同じ。）又は<u>補助事業</u>の履行のために使用する委託先等その他第三者が前二号のいずれかに該当すること。</p> <p>2 <u>機構</u>は、<u>以下の各号の一に該当する場合、何らの催告を要せずに交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。</u></p> <p>(1) <u>補助事業を実施する事業者</u>（<u>補助事業を実施する事業者</u>の役員若しくは実質的に経営を支配する者を含む。<u>以下</u>第2号から第4号において同じ。）が機構に対して脅迫的な言動をすること、若しくは暴力を用いること、又は機構の名誉・信用を毀損する行為を行うこと。</p> <p>(2) <u>補助事業を実施する事業者</u>が偽計又は威力を用いて機構の業務を妨害すること。</p> <p>(3) <u>補助事業を実施する事業者</u>が第三者をして前二号の行為を行わせること。</p> <p>(4) <u>補助事業を実施する事業者</u>が反社会的勢力への資金提供を行う等、その活動を助長する行為を行うこと。</p> <p>(5) <u>補助事業を実施する事業者</u>の親会社、子会社又は<u>補助事業</u>の履行のために使用する委託先等その他第三者（これらの役員又は実質的に経営を支配する者を含む。）が前四号のいずれかに該当する行為を行うこと。</p>	<p>法律番号追加。</p> <p>表記揺れ修正。 取消規定は、第21条第1項へ。 ※</p>
--	---	---

<p>(個人情報の取扱い)</p> <p>第 2 8 条 <u>研究開発代表機関</u>は、<u>本研究開発</u>に関して、機構から個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項の定義するところによる。以下同じ。）の<u>委託</u>を受けた場合、善良な管理者の注意をもって<u>委託</u>を受けた当該個人情報（以下「<u>委託個人情報</u>」という。）を取り扱わなければならない。</p> <p>2 <u>研究開発代表機関</u>は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に機構の書面による承認を受けた場合は、この限りではない。</p> <p>(1) <u>委託</u>個人情報を第三者（委託先等を含む。）に<u>委託</u>若しくは提供し又はその内容を知らせること。</p> <p>(2) <u>委託</u>個人情報を<u>本研究開発</u>の目的の範囲を超えて使用、複製、又は改変すること。</p> <p>3 <u>研究開発代表機関</u>は、<u>委託</u>個人情報の漏洩、滅失、毀損の防止措置その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>4 機構は、必要があると認めるときは、<u>研究開発代表機関</u>の事務</p>	<p>3 <u>機構は、前二項により交付決定の全部又は一部を取り消す場合には、実際に生じた損害の賠償に加えて、違約金として取消し部分に相当する金額の 100 分の 10 に相当する金額の支払いを、補助事業を実施する事業者を求めることができ、補助事業を実施する事業者は、機構の定める期限までにこれを支払わなければならない。</u></p> <p>4 <u>第 2 1 条第 2 項から同条第 4 項の規定は、本条第 1 項、第 2 項により機構が交付決定を取消した場合について準用する。</u></p> <p>(個人情報の取扱い)</p> <p>第 2 8 条 <u>補助事業を実施する事業者</u>は、<u>補助事業</u>に関して、機構から個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項の定義するところによる。以下同じ。）の<u>預託</u>を受けた場合、善良な管理者の注意をもって<u>預託</u>を受けた当該個人情報（以下「<u>預託個人情報</u>」という。）を取り扱わなければならない。</p> <p>2 <u>補助事業を実施する事業者</u>は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に機構の書面による承認を受けた場合は、この限りではない。</p> <p>(1) <u>預託</u>個人情報を第三者（委託先等を含む。）に<u>預託</u>若しくは提供し又はその内容を知らせること。</p> <p>(2) <u>預託</u>個人情報を<u>補助事業</u>の目的の範囲を超えて使用、複製、又は改変すること。</p> <p>3 <u>補助事業を実施する事業者</u>は、<u>預託</u>個人情報の漏洩、滅失、毀損の防止措置その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>4 機構は、必要があると認めるときは、<u>補助事業を実施する事業</u></p>	<p>補助金で、損害賠償及び違約金を定めている例がないため、削除。</p> <p>※ 委託契約書雛型に合わせ、「預託個人情報」→「委託個人情報」とした。</p> <p>※</p> <p>※</p> <p>※</p>
--	---	---

<p>所及びその他の<u>研究開発代表機関</u>の業務実施場所等において、<u>委託</u>個人情報の管理状況等について調査し、<u>研究開発代表機関</u>に対して必要な指示をすることができる。</p> <p>5 <u>研究開発代表機関</u>は、<u>委託</u>個人情報を、本<u>研究開発</u>の終了後に速やかに機構に返還しなければならない。ただし、機構が別に指示したときは、その指示によるものとする。</p> <p>6 <u>研究開発代表機関</u>は、<u>委託</u>個人情報について漏洩、滅失、毀損その他本条の違反が発生したとき<u>又は発生したおそれがあるとき</u>は、機構に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。</p>	<p><u>者</u>の事務所及びその他の<u>補助事業を実施する事業者</u>の業務実施場所等において、<u>預託</u>個人情報の管理状況等について調査し、<u>補助事業を実施する事業者</u>に対して必要な指示をすることができる。</p> <p>5 <u>補助事業を実施する事業者</u>は、<u>預託</u>個人情報を、<u>補助事業</u>の終了後に速やかに機構に返還しなければならない。ただし、機構が別に指示したときは、その指示によるものとする。</p> <p>6 <u>補助事業を実施する事業者</u>は、<u>預託</u>個人情報について漏洩、滅失、毀損その他本条の違反が発生したときは、機構に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。</p>	<p>※</p> <p>※</p> <p>委託に合わせて追加。</p>
<p>(補助金の支払い)</p> <p>第29条 補助金の支払いは、原則として第19条の規定により交付すべき補助金の額が確定した後に行うものとする。ただし、機構は必要があると認められる場合には、補助金を<u>一回ないし数回に分けて概算払い</u>することができる。</p> <p>2 <u>研究開発代表機関</u>は、前項により補助金の支払いを受けようとするときは、<u>別に定める</u>補助金概算（精算）払請求書を機構に提出しなければならない。</p>	<p>(補助金の支払)</p> <p>第29条 補助金の支払は、原則として第19条の規定により交付すべき補助金の額が確定した後に行うものとする。ただし、機構は必要があると認められる場合には、補助金<u>の全部又は一部</u>を概算払することができる。</p> <p>2 <u>補助事業を実施する事業者</u>は、前項により補助金の支払を受けようとするときは、<u>様式18による</u>補助金概算（精算）払請求書を機構に提出しなければならない。</p>	<p>※</p> <p>委託契約書第3条に合わせて追記。</p> <p>様式名修正。</p>
<p>(補助金の経理等)</p> <p>第30条 <u>研究開発代表機関</u>は、本<u>研究開発</u>についての収支簿及び証拠書類を備え、他の経理と区分して<u>本研究開発</u>の収入額及び支出額を記載し、補助金の用途を明らかにしておかなければならない。</p> <p>2 <u>研究開発代表機関</u>は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類の整備及び前項に規定する収支簿の作成並びに保管に</p>	<p>(補助金の経理等)</p> <p>第30条 <u>補助事業を実施する事業者</u>は、<u>補助事業</u>についての収支簿及び証拠書類を備え、他の経理と区分して<u>補助事業</u>の収入額及び支出額を記載し、補助金の用途を明らかにしておかなければならない。</p> <p>2 <u>補助事業を実施する事業者</u>は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類の整備及び前項に規定する収支簿の作成並</p>	<p>※</p> <p>※</p>

<p>ついて、これを補助金の額の確定の日（<u>本研究開発</u>の廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。</p> <p>（収益状況報告）</p> <p>第31条 <u>研究開発代表機関</u>は、<u>本研究開発</u>の完了した日の属する会計年度の翌年度以降5年間、毎会計年度決算確定後20日以内に、<u>本研究開発</u>に係る過去1年間の収益状況について、<u>別に定める</u>補助金収益状況報告書を機構に提出しなければならない。</p> <p>（補助金の収益納付）</p> <p>第32条 機構は、前条の報告書により、<u>研究開発代表機関</u>に<u>本研究開発</u>の実施結果の事業化、産業財産権の譲渡又は実施権の設定及びその他<u>本研究開発</u>の実施結果の他への供与による利益が生じたと認めるときは、<u>本研究開発</u>の完了した会計年度の翌会計年度以降の会計年度において、<u>研究開発代表機関</u>に対して交付した補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を命じることができる。</p> <p>2 前項の規定により納付を命ずることができる額の合計は、補助金の確定額の合計額を上限とする。</p> <p>（その他）</p> <p>第33条 公募要領及び本取扱要領に定めるもののほか、この補助金の取扱いに関し必要な事項は、その都度別に定めるものとする。</p>	<p>びに保管について、これを補助金の額の確定の日（<u>事業の中止又は</u>廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。</p> <p>（収益状況報告）</p> <p>第31条 <u>補助事業を実施する事業者</u>は、<u>補助事業</u>の完了した日の属する会計年度の翌年度以降5年間、毎会計年度決算確定後20日以内に、<u>当該補助事業</u>に係る過去1年間の収益状況について、<u>様式19を用いた</u>補助金収益状況報告書を機構に提出しなければならない。</p> <p>（補助金の収益納付）</p> <p>第32条 機構は、前条の報告書により、<u>補助金を実施した事業者</u>に<u>補助事業</u>の実施結果の事業化、産業財産権の譲渡又は実施権の設定及びその他<u>補助事業</u>の実施結果の他への供与による利益が生じたと認めるときは、<u>補助事業</u>の完了した会計年度の翌会計年度以降の会計年度において、<u>補助事業を実施する事業者</u>に対して交付した補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を命じることができる。</p> <p>2 前項の規定により納付を命ずることができる額の合計は、補助金の確定額の合計額を上限とする。</p> <p>（その他）</p> <p>第33条 <u>別に定める</u>公募要領及び本取扱要領に定めるもののほか、この補助金の取扱いに関し必要な事項は、その都度別に定めるものとする。</p>	<p>※</p> <p>様式名修正。</p> <p>※</p>
--	---	---------------------------------

<p>(削除)</p> <p>(管轄)</p> <p>第 3 4 条 <u>本研究開発</u>に関連する<u>機構と研究開発代表機関</u>間の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。</p> <p>…略</p> <p>附 則 (令和 7 年 1 月 9 日 0 6 医研開第 5 1 3 5 号) この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 (令和 7 年 3 月 1 3 日 0 6 医研開 6 3 2 0 号) この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>別表 1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>補助事業</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 生命科学・創薬研究支援基盤事業</td> <td>定額</td> </tr> <tr> <td>2. 橋渡し研究プログラム</td> <td>定額</td> </tr> <tr> <td>3. ゲノム医療実現バイオバンク利活用プログラム (東北メディカル・メガバンク計画)</td> <td>定額</td> </tr> <tr> <td>4. ゲノム医療実現バイオバンク利活用プログラム (ゲノム研究バイオバンク)</td> <td>定額</td> </tr> </tbody> </table>	補助事業	補助率	1. 生命科学・創薬研究支援基盤事業	定額	2. 橋渡し研究プログラム	定額	3. ゲノム医療実現バイオバンク利活用プログラム (東北メディカル・メガバンク計画)	定額	4. ゲノム医療実現バイオバンク利活用プログラム (ゲノム研究バイオバンク)	定額	<p>(存続条項)</p> <p><u>第 3 4 条 第 8 条、第 9 条、第 1 1 条の 2 第 2 項、第 1 5 条から第 2 6 条まで、第 2 7 条第 3 項及び第 4 項、第 2 8 条から第 3 5 条までの規定は、補助事業の当該実施年度終了後及び補助事業終了後も、期間が規定されている場合にはその期間に従い、期間が規定されていない場合には各条項の遵守に必要な限りにおいて存続する。</u></p> <p>(管轄)</p> <p>第 3 5 条 <u>補助事業</u>に関連する<u>両当事者</u>間の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。</p> <p>…略</p> <p>附 則 (令和 7 年 1 月 9 日 0 6 医研開第 5 1 3 5 号) この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>追加</p> <p>別表 1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>補助事業</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 生命科学・創薬研究支援基盤事業</td> <td>定額</td> </tr> <tr> <td>2. 橋渡し研究プログラム</td> <td>定額</td> </tr> <tr> <td>3. ゲノム医療実現バイオバンク利活用プログラム (東北メディカル・メガバンク計画)</td> <td>定額</td> </tr> <tr> <td>4. ゲノム医療実現バイオバンク利活用プログラム (ゲノム研究バイオバンク)</td> <td>定額</td> </tr> </tbody> </table>	補助事業	補助率	1. 生命科学・創薬研究支援基盤事業	定額	2. 橋渡し研究プログラム	定額	3. ゲノム医療実現バイオバンク利活用プログラム (東北メディカル・メガバンク計画)	定額	4. ゲノム医療実現バイオバンク利活用プログラム (ゲノム研究バイオバンク)	定額	<p>補助金取扱要領自体は、個々の研究開発終了後も存続し、存続条項が不要であるため削除。</p> <p>※</p> <p>事業の改廃による。</p>
補助事業	補助率																					
1. 生命科学・創薬研究支援基盤事業	定額																					
2. 橋渡し研究プログラム	定額																					
3. ゲノム医療実現バイオバンク利活用プログラム (東北メディカル・メガバンク計画)	定額																					
4. ゲノム医療実現バイオバンク利活用プログラム (ゲノム研究バイオバンク)	定額																					
補助事業	補助率																					
1. 生命科学・創薬研究支援基盤事業	定額																					
2. 橋渡し研究プログラム	定額																					
3. ゲノム医療実現バイオバンク利活用プログラム (東北メディカル・メガバンク計画)	定額																					
4. ゲノム医療実現バイオバンク利活用プログラム (ゲノム研究バイオバンク)	定額																					



5. 新興・再興感染症研究基盤創生事業（BSL4拠点形成研究）	定額	5. 新興・再興感染症研究基盤創生事業（BSL4拠点形成研究）	定額	
6. 臨床研究開発推進事業（医療技術実用化総合促進事業）	定額	6. 臨床研究開発推進事業（医療技術実用化総合促進事業）	定額	
削除		<u>7. ロボット介護機器開発等推進事業</u>	<u>1 / 3、2 / 3</u>	
<u>7. 優れた医療機器の創出に係る産業振興拠点強化事業</u>	定額	<u>8. 優れた医療機器の創出に係る産業振興拠点強化事業</u>	定額	
<u>8. 創薬支援推進事業・希少疾病用医薬品指定前実用化支援事業</u>	定額	<u>9. 創薬支援推進事業・希少疾病用医薬品指定前実用化支援事業</u>	定額	
<u>9. 医工連携グローバル展開事業</u>	2 / 3	<u>10. 医工連携イノベーション推進事業</u>	2 / 3	
<u>10. 創薬支援推進事業・創薬シーズ実用化支援基盤整備事業</u>	定額	<u>11. 創薬支援推進事業・創薬シーズ実用化支援基盤整備事業</u>	定額	
<u>11. 次世代型医療機器開発等促進事業</u>	<u>1 / 3、2 / 3</u>	<u>12. 医療機器等における先進的研究開発・開発体制強靱化事業</u>	2 / 3	
削除		<u>13. 官民による若手研究者発掘支援事業</u>	定額	
<u>12. 臨床研究・治験推進研究事業（アジア地域における臨床研究・治験ネットワークの構築事業）</u>	定額	<u>14. 臨床研究・治験推進研究事業（アジア地域における臨床研究・治験ネットワークの構築事業）</u>	定額	
<u>13. 再生医療・遺伝子治療の産業化に向けた基盤技術開発事業（再生・細胞医療・遺伝子治療産業化促進事業）</u>	2 / 3	<u>15. 再生医療・遺伝子治療の産業化に向けた基盤技術開発事業（再生・細胞医療・遺伝子治療産業化促進事業）</u>	2 / 3	
<u>14. 次世代ヘルステック・スタートアップ育成支援事業</u>	定額	<u>16. 次世代ヘルステック・スタートアップ育成支援事業</u>	定額	
<u>15. デジタルヘルスケア開発・導入加速化事業</u>	2 / 3	新規		
<u>16. 介護DXを利用した抜本的現場改善事業</u>	2 / 3	新規		
別表 2 (略)		別表 2 (略)		